

香川県報



号外

平成 15 年

4月4日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

選挙管理委員会告示

- 香川県議会議員選挙の期日 二
- 香川県議会議員選挙の選挙長及びその職務代理者の選任 三
- 香川県議会議員選挙において用いる投票用紙の様式 四
- 香川県議会議員選挙の投票用紙等に押すべき印 五
- 香川県議会議員選挙における選挙会の日時及び場所 六
- 香川県議会議員選挙における開票事務 七
- 香川県議会議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所 八
- 香川県議会議員選挙における香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所 九
- 香川県議会議員選挙において候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 一〇
- 香川県議会議員選挙における選挙公報に関する申請、申出その他の行為を取り扱う場所 一一
- 香川県議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所 一二
- 香川県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 一三
- 香川県議会議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等 一四
- 香川県議会議員選挙における政治活動に関する届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所 一五

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙丸亀市選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙坂出市選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙観音寺市選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙さぬき市選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙東かがわ市選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙小豆郡選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙木田郡第一選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙木田郡第二選挙区選挙長告示

○ 香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙綾歌郡選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙仲多度郡第一選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙三豊郡第一選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成十四年法律第百五十号）第一条の規定により、任期満了による香川県議会議員選挙を平成十五年四月十三日に執行する。

平成十五年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

香川県選挙管理委員会告示第五号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八

十条第一項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。
平成十五年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

選 挙 区	選 挙 長		選 挙 長 職 務 代 理 者
	住 所	氏 名	
高松市選挙区	高松市片原町三番地五	大 森 巧	高松市屋島西町二四九五番地三〇
丸亀市選挙区	丸亀市田村町六九九番地の二四	西 堀 敏一	丸亀市本町二五番地
坂出市選挙区	坂出市寿町三丁目二番三四号	小 濱 良一	坂出市江尻町一九一番地二一六
善通寺市選挙区	善通寺市中村町一七〇二番地	中 筋 正典	善通寺市与北町二七〇九番地一
観音寺市選挙区	観音寺市観音寺町甲二八五四番地六	安 藤 良雄	観音寺市柞田町乙三二八九番地一
さぬき市選挙区	さぬき市鴨部五三一八番地二	野 崎 幸男	さぬき市大川町富田中二二三四番地三
東かがわ市選挙区	東かがわ市西山一五番地二	笠 井 政雄	東かがわ市引田一〇三七番地四
小豆郡選挙区	小豆郡土庄町甲五一六五番地一〇五	檜 塚 勝美	高松市福岡町四丁目一〇番一八号
木田郡第一選挙区			
木田郡第二選挙区			
香川郡選挙区	坂出市川津町三八九五番地六	大 林 正孝	仲多度郡多度津町大字三井二一四番地
綾歌郡選挙区			

塩田 博志

根ヶ山 満

高嶋 照美

宮崎 敏之

川西 謙二

久光 孝藏

馬場 俊夫

中林 稔

曾根 大志

仲多度郡第一選挙区	平成十五年四月十五日 午前九時	善通寺市生野本町一丁目
仲多度郡第二選挙区	平成十五年四月十五日 午前十時	香川県仲多度合同庁舎内 三階第一会議室
三豊郡第一選挙区	平成十五年四月十五日 午前九時	観音寺市坂本町七丁目
三豊郡第二選挙区	平成十五年四月十五日 午前十時	香川県三豊合同庁舎内 一階第一会議室

●香川県選挙管理委員会告示第九号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙における開票の事務は、すべての選挙区において選挙会の事務と併せて行わない。

平成十五年四月四日

●香川県選挙管理委員会告示第十号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林一友

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
高松市選挙区	高松市番町一丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会高松地方事務局) ただし、四月四日午前十一時までは、高松市役所一三階大会議室
丸亀市選挙区	丸亀市大手町二丁目 丸亀市役所内 丸亀市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会丸亀地方事務局) ただし、四月四日午前十時までは、丸亀市役所本館二階ほのぼの会議室
坂出市選挙区	坂出市室町二丁目 坂出市役所内 坂出市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会坂出地方事務局)
善通寺市選挙区	善通寺市文京町二丁目 善通寺市役所内 善通寺市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会善通寺地方事務局) ただし、四月四日については、善通寺市役所二階第二会議室

観音寺市選挙区	観音寺市坂本町一丁目 観音寺市働く婦人の家内 観音寺市選挙管理委員会事務局(香川県選挙管理委員会観音寺地方事務局) ただし、四月四日については、観音寺共同福祉施設第一講習室
さぬき市選挙区	さぬき市志度 さぬき市役所内 さぬき市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会さぬき地方事務局) ただし、四月四日については、さぬき市役所三階三〇二会議室
東かがわ市選挙区	東かがわ市湊 東かがわ市役所内 東かがわ市選挙管理委員会事務局(香川県選挙管理委員会東かがわ地方事務局) ただし、四月四日については、東かがわ市中央公民館第一講座室
小豆郡選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会 ただし、四月四日については、小豆郡土庄町香川県小豆合同庁舎内南館一階会議室
木田郡第一選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会
木田郡第二選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会 ただし、四月四日午前中については、香川県庁本館二階第一・第二会議室
綾歌郡選挙区	
仲多度郡第一選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会 ただし、四月四日については、善通寺市生野本町一丁目香川県仲多度合同庁舎内三階第一・第二会議室
仲多度郡第二選挙区	
三豊郡第一選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会 ただし、四月四日については、観音寺市坂本町七丁目香川県三豊合同庁舎内三階大会議室
三豊郡第二選挙区	

●香川県選挙管理委員会告示第十一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙において、香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為(選挙公報及び政治活動に関するものを除く。)を取り扱う場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林一友

選挙区	場 所
高松市選挙区	高松市番町一丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会高松地方事務局) ただし、四月四日午前十一時までは、高松市役所一三階大会議室
丸亀市選挙区	丸亀市大手町二丁目 丸亀市役所内 丸亀市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会丸亀地方事務局) ただし、四月四日午前十時までは、丸亀市役所本館二階ほのぼの会議室
坂出市選挙区	坂出市室町二丁目 坂出市役所内 坂出市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会坂出地方事務局)
善通寺市選挙区	善通寺市文京町二丁目 善通寺市役所内 善通寺市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会善通寺地方事務局) ただし、四月四日については、善通寺市役所二階第二会議室
観音寺市選挙区	観音寺市坂本町一丁目 観音寺市働く婦人の家内 観音寺市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会観音寺地方事務局) ただし、四月四日については、観音寺共同福祉施設第一講習室
さぬき市選挙区	さぬき市志度 さぬき市役所内 さぬき市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会さぬき地方事務局) ただし、四月四日については、さぬき市役所三階三〇二会議室
東かがわ市選挙区	東かがわ市湊 東かがわ市役所内 東かがわ市選挙管理委員会事務局 (香川県選挙管理委員会東かがわ地方事務局) ただし、四月四日については、東かがわ市中央公民館第一講座室
小豆郡選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室 ただし、四月四日については、小豆郡土庄町香川県小豆合同庁舎 内南館一階会議室
木田郡第一選挙区	
木田郡第二選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局 ただし、四月四日午前中については、香川県庁本館一二階第一・第二会議室
香川郡選挙区	
綾歌郡選挙区	
仲多度郡第一選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局

選挙区	場 所
仲多度郡第二選挙区	ただし、四月四日については、善通寺市生野本町一丁目香川県仲多度合同庁舎内三階第一・第二会議室
三豊郡第一選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局 ただし、四月四日については、観音寺市坂本町七丁目香川県三豊合同庁舎内三階大会議室
三豊郡第二選挙区	
香川県選挙管理委員会告示第十二号	平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり定める。 平成十五年四月四日 香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友
香川県選挙管理委員会告示第十三号	ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成十五年四月四日 香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友
香川県選挙管理委員会告示第十四号	平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙において、香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和四十九年香川県条例第四十一号)又はこの条例に基づく規則の規定により香川県選挙管理委員会に対してする申請、申出その他の行為は、次の場所において取り扱うものとする。 平成十五年四月四日 香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局
香川県選挙管理委員会告示第十四号	平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙において、香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和四十九年香川県条例第四十一号)第四条第二項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。 平成十五年四月四日 香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 一 日時 平成十五年四月四日 午後五時三十分
- 二 場所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第十五号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

選 挙 区	制 限 額
高松市選挙区	五、五〇八、八〇〇円
丸亀市選挙区	五、六九三、〇〇〇円
坂出市選挙区	五、六〇八、七〇〇円
普通寺市選挙区	五、〇六八、二〇〇円
観音寺市選挙区	五、三九九、六〇〇円
さぬき市選挙区	五、一七八、六〇〇円
東かがわ市選挙区	五、二二三、五〇〇円
小豆郡選挙区	五、一二三、三〇〇円
木田郡第一選挙区	五、八七二、〇〇〇円
木田郡第二選挙区	五、五八一、一〇〇円
香川郡選挙区	六、三四一、三〇〇円
綾歌郡選挙区	五、六六一、〇〇〇円

仲多度郡第一選挙区	五、〇二五、六〇〇円
仲多度郡第二選挙区	五、五二四、四〇〇円
三豊郡第一選挙区	五、一五六、三〇〇円
三豊郡第二選挙区	五、三九二、六〇〇円

●香川県選挙管理委員会告示第十六号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき二、〇〇〇円
 - ホ 弁当料 一食につき一、〇〇〇円、一日につき三、〇〇〇円
 - ヘ 茶菓料 一日につき五〇〇円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の最高額
 - イ 基本日額 一〇、〇〇〇円
 - ロ 超過勤務手当 一日につきイの額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一のイ、ロ及びハに掲げる額

ロ 宿泊料（食事を除く。） 一夜につき一〇、〇〇〇円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の最高額

イ 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一〇、〇〇〇円

ロ 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一五、〇〇〇円

●香川県選挙管理委員会告示第十七号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十四章の三（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為は、次の場所において取り扱うものとする。

平成十五年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局

香川県議会議員選挙高松市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙高松市選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、高松市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙高松市選挙区選挙長 大 森 巧

選挙区	日 時	場 所
高松市選挙区	平成十五年四月十日 午後五時三十分	高松市番町二丁目 高松市役所内 三階 三二会議室

香川県議会議員選挙丸亀市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙丸亀市選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、丸亀市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙丸亀市選挙区選挙長 西 堀 敏 一

選挙区	日 時	場 所
丸亀市選挙区	平成十五年四月十日 午後五時三十分	丸亀市大手町二丁目 丸亀市役所内 丸 亀市選挙管理委員会事務局

香川県議会議員選挙坂出市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙坂出市選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、坂出市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙坂出市選挙区選挙長 小 濱 良 一

選挙区	日 時	場 所
坂出市選挙区	平成十五年四月十日 午後五時三十分	坂出市室町二丁目 坂出市役所内 坂出 市選挙管理委員会事務局

香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長告示第一号

(号外)

七

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、善通寺市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長 中 筋 正 典

選挙区	日 時	場 所
善通寺市選挙区	平成十五年四月十日 午後八時十分	善通寺市文京町二丁目 善通寺市役所内 二階第二会議室

香川県議会議員選挙観音寺市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙観音寺市選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、観音寺市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙観音寺市選挙区選挙長 安 藤 良 雄

選挙区	日 時	場 所
観音寺市選挙区	平成十五年四月十日 午後五時三十分	観音寺市坂本町一丁目 観音寺市働く婦人の家内 観音寺市選挙管理委員会事務局

香川県議会議員選挙さぬき市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙さぬき市選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、さぬき市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次の

のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙さぬき市選挙区選挙長 野 崎 幸 男

選挙区	日 時	場 所
さぬき市選挙区	平成十五年四月十日 午後五時三十分	さぬき市志度 さぬき市役所内 三階三〇三会議室

香川県議会議員選挙東かがわ市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙東かがわ市選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、東かがわ市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙東かがわ市選挙区選挙長 笠 井 政 雄

選挙区	日 時	場 所
東かがわ市選挙区	平成十五年四月十日 午後五時三十分	東かがわ市湊 東かがわ市役所内 二階東会議室

香川県議会議員選挙小豆郡選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙小豆郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、小豆郡選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙小豆郡選挙区選挙長 檜 塚 勝 美

選挙区	日	時	場	所
小豆郡選挙区	平成十五年四月十一日	午前九時	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室	香川県庁内 香川県

香川県議会議員選挙木田郡第一選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙木田郡第一選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、木田郡第一選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙木田郡第一選挙区選挙長 大林 正 孝

選挙区	日	時	場	所
木田郡第一選挙区	平成十五年四月十一日	午前九時二十分	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室	香川県庁内 香川県

香川県議会議員選挙木田郡第二選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙木田郡第二選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、木田郡第二選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙木田郡第二選挙区選挙長 大林 正 孝

選挙区	日	時	場	所
木田郡第二選挙区	平成十五年四月十一日	午前九時四十分	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室	香川県庁内 香川県

香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、香川郡選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長 大林 正 孝

選挙区	日	時	場	所
香川郡選挙区	平成十五年四月十一日	午前十時	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室	香川県庁内 香川県

香川県議会議員選挙綾歌郡選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙綾歌郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、綾歌郡選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙綾歌郡選挙区選挙長 大林 正 孝

選挙区	日	時	場	所
綾歌郡選挙区	平成十五年四月十一日	午前十時二十分	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室	香川県庁内 香川県

香川県議会議員選挙仲多度郡第一選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙仲多度郡第一選挙区選挙長告示第一号

(号外)

九

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、仲多度郡第一選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙仲多度郡第一選挙区選挙長 浪越利久

選挙区	日 時	場 所
仲多度郡第一選挙区	平成十五年四月十一日 午前十時四十分	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室

香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、仲多度郡第二選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長 浪越利久

選挙区	日 時	場 所
仲多度郡第二選挙区	平成十五年四月十一日 午前十一時	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室

香川県議会議員選挙三豊郡第一選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙三豊郡第一選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、三豊郡第一選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を

次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙三豊郡第一選挙区選挙長 丸岡光春

選挙区	日 時	場 所
三豊郡第一選挙区	平成十五年四月十一日 午前十一時二十分	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室

香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定により、三豊郡第二選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長 丸岡光春

選挙区	日 時	場 所
三豊郡第二選挙区	平成十五年四月十一日 午前十一時四十分	高松市番町四丁目 選挙管理委員会室

平成十五年四月四日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています